

COVID19の影響に対する経営支援対策について

医業対策部

COVID-19 感染拡大、そして緊急事態宣言により、最前線にてご尽力されている先生方に心より感謝を申し上げます。

一方で、COVID19を受け入れていない医療機関の規模によっては、職員及び来院患者の感染予防のために、今後、診療の縮小や、職員の休業を検討される状況も出てくるのが想定されます。その結果として、収入減少が予想される場合、受給可能性のある助成について古田社会保険労務事務所に助言をいただきましたので、参考になさってください。

<古田社会保険労務士による助成のまとめ>

1) 経済産業省の「中小・小規模事業者等を対象に資金繰り支援及び持続化給付金」

給付額 = (前年の総売上(事業収入)) - (前年同月比-50%月の売上×12か月)

給付上限額は、法人：200万円、個人事業者等：100万円

現在、詳細は検討中ですが、上記の要件で実施予定です。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408002/20200408002.html>

2) 厚生労働省の雇用調整助成金

4月1日から6月30日までは「緊急対応期間」。

コロナ対策としての労働者(雇用保険被保険者)休業に対する60%以上賃金の補償をした場合、事業主に支払われる助成金です。「緊急対応期間」として要件が緩和されています。

厚生労働省のHPは次の通りです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.htm

3) 東京都医師国民健康保険組合による対応

保険料猶予・減免等の措置は、現在のところ実施予定無しです。(厚労省から指示があれば可能性はある) 給付に関するもの(コロナにより労務不能になった場合)は、役員の仕事の先生方と協議中であり、健康保険の傷病手当金(労務不能で協会けんぽ等から出る所得の3分の2の手当金)のようなものを何らかの形で給付する検討をしている。

4) その他(経済産業省関連) <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

資金繰り支援等の公的融資の一覧がありますので、お手すきのときにご高覧ください。

上記のうち、もっとも受給可能性のある対策は 2)雇用調整助成金であると思われますので、詳細を付け加えます。

本助成金を受けるためには、本来、休業（事業所全体が休業ではなく、一部従業員の休業であっても可）の前に休業計画書を提出する必要がありますが、COVID19の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置により、令和2年1月24日から6月30日まで計画書の事後提出が認められています。

助成金申請の手続きは煩雑ではありますが、古田社会保険労務士事務所より 1) 解説のPDF 2) 雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）緊急対応期間（4月1日から6月30日） 3) 休業協定書のひな形 4) をいただきましたので貼付します。参考になさってください。

なお、申請にあたってのポイントを伺いましたので付け加えます。

1. 助成金の趣旨は、事業が縮小した状況でも、雇用を維持する事業所の支援である。
職員に休業させ休業手当金を支給した場合に、緊急対応期間においては休業手当の9/10（中小企業で、解雇が無かった場合）が助成される。
2. 申請計画書の事後提出期限は6月30日まで。
3. 事業所が雇用保険の手続きをしていることが必須だが、雇用保険に入っていない雇用者についても、特例として助成対象とする。
4. 申請に当たっては、労使間の休業協定書と、従業員の署名が必要になります。
5. 申請先、および問い合わせは、地域のハローワークになります。

以上